

議案第12号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(22) 略

(23) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃砲刀剣類取締法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対するもの
1件につき6,800円（同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、4,300円）

ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの 1件につき10,500円
(同時に複数の銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、6,700円)

(23の2)・(24) 略

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(22) 略

(23) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃砲刀剣類取締法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき10,500円（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、6,700円）

(23の2)・(24) 略

(24の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の3の2第1項の規定に基

づくクロスボウの取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による

許可を受けてクロスボウを所持している者に対するもの

1件につき3,000円

イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき6,900円

(25)・(25の2) 略

(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可 1件につき3,900円（同時に複数の銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、1,800円）

(27) 略

(28) 銃砲刀剣類取締法第7条の3第2項の規定に基づく銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 獵銃又は空気銃に係る新たな許可証の交付を伴うもの

(25)・(25の2) 略

(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可 1件につき3,900円（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、1,800円）

(27) 略

(28) 銃砲刀剣類取締法第7条の3第2項の規定に基づく銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 新たな許可証の交付を伴うもの 1件につき7,200円（同

1件につき7,200円（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の許可の更新については、1件につき4,800円）

イ クロスボウに係る新たな許可証の交付を伴うもの 1件
につき7,200円（同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新については、1件につき4,800円）

ウ 猟銃又は空気銃に係る新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき6,800円（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の許可の更新については、1件につき4,400円）

エ クロスボウに係る新たな許可証の交付を伴わないもの
1件につき6,800円（同時に複数のクロスボウの所持の許可

時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき4,800円）

イ 新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき6,800円
(同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき4,400円)

の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新については、1件につき4,400円)

(29)～(30の4) 略

(30の5) 銃砲刀剣類取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定 1件につき9,300円 (同時に複数の射撃練習を行う資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、5,600円)

(31)～(70) 略

2 略

(29)～(30の4) 略

(31)～(70) 略

2 略

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。